

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 7 年 3 月 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第２号）

令和７年３月６日

開　　議	午前 9 時 30 分	
日程第 1	議席の指定	
日程第 2	議案第 3 号	岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について
日程第 3	議案第 4 号	岩出市犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第 4	議案第 5 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 5	議案第 6 号	職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 7 号	岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 8 号	岩出市職員旅費条例の一部改正について
日程第 8	議案第 9 号	岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 9	議案第 10 号	岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について
日程第 10	議案第 11 号	岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について
日程第 11	議案第 12 号	岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 12	議案第 13 号	岩出市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第 13	議案第 14 号	令和 6 年度岩出市一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 14	議案第 15 号	令和 6 年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 15	議案第 16 号	令和 6 年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 16	議案第 17 号	令和 6 年度岩出市水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 17	議案第 18 号	令和 6 年度岩出市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 18	議案第 19 号	市道路線の認定について
日程第 19	議案第 20 号	令和 7 年度岩出市一般会計予算
日程第 20	議案第 21 号	令和 7 年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第 21	議案第 22 号	令和 7 年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第 22	議案第 23 号	令和 7 年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 23	議案第 24 号	令和 7 年度岩出市墓園事業特別会計予算

- 日程第24 議案第25号 令和7年度岩出市水道事業会計予算
- 日程第25 議案第26号 令和7年度岩出市下水道事業会計予算
- 日程第26 仮議長の選任を議長に委任することについて

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

福山晴美議員は、療養のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、議席の指定、議案第 3 号から議案第 19 号まで及び議案 21 号から議案第 26 号までの議案 23 件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第 20 号につきましては、質疑、特別委員会の設置、付託及び委員の選任、それと仮議長の選任を議長に委任する件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 議席の指定

○玉田議長 日程第 1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条の規定により、議長において指定したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第 4 条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席は、ただいまのご着席のとおり指定いたします。

なお、福山晴美議員を 2 番議席と指定いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 議案第 3 号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について～

日程第 18 議案第 19 号 市道路線の認定について

○玉田議長 日程第 2 議案第 3 号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正の件から日程第 18 議案第 19 号 市道路線の認定の件までの議案 17 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第 55 条の規定により、質疑、答弁とも発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのしないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上で、順次発言を許します。
質疑は、発言席からお願いいたします。

公明党議員団、大上正春議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

大上正春議員、議案第4号の質疑をお願いいたします。

○大上議員 おはようございます。ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い、議案第4号の岩出市犯罪被害者等支援条例の制定について、3点についてお伺いしたいと思います。

第1点に、第7条の相談窓口の設置についてですが、具体的にどこに窓口を設置するのか、お伺いいたします。

第2点に、第10条の体制の整備についてであります。関連機関等と連携するとあるのですが、こういったところなのか、教えていただけますでしょうか。

3点目に、第12条の犯罪被害者等支援団体への支援について、必要な支援とは、具体的にどのような支援なのか、教えていただきたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 おはようございます。大上議員ご質疑の議案第4号 岩出市犯罪被害者等支援条例の制定について、お答えいたします。

1点目の第7条の相談窓口の設置について、具体的にどこに窓口を設置するのか、につきましては、総務課に設置いたします。犯罪被害者等から相談を受けて、関係機関及び岩出市の各課と連絡調整を行い、犯罪被害者等に必要な助言を行うための総合的な窓口といたします。

次に、2点目の第10条の体制の整備について、関連機関等と連携するとあるが、こういったところなのか、につきましては、関係機関等とは、警察や公益社団法人紀の国被害者支援センター、その他の被害者支援団体などのことを指します。

次に、3点目の第12条の犯罪被害者等支援団体への支援について、必要な支援とは具体的にどのような支援なのか、につきましては、現在、岩出市では紀の国被害者支援センターに対して、活動助成のための負担金を支出しています。また、同センターの活動に関する広報協力等も行っているところであり、引き続きこれらの支援を実施していきたいと考えております。

以上です。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 総務課での窓口ということですが、年度内にどれぐらいの相談件数を想定しているのかというのと、あと、総務課での何人の職員が窓口での対応をするのか。その2点。

あと1点、必要な支援の具体的な支援について、負担額というのはどれぐらいを想定しているんでしょうか。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 大上議員の再質疑にお答えいたします。

現在のところ、相談件数の想定のほうはできておりませんが、担当のほう、主担当として1名を置き、その他の職員を配置する予定としております。

それから、支援額といたしましては、これは令和5年度から支出しておりまして、人口に応じた負担額となっております。

以上です。

○玉田議長 再々質疑はありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、公明党議員団、大上正春議員の質疑を終わります。

市来利恵議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

市来利恵議員、議案第4号の質疑をお願いいたします。

○市来議員 おはようございます。

それでは、議案第4号から質疑を行います。岩出市犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。

条例の制定に至った背景について、こういった背景があったのかということでお聞かせを願いたいと思います。

そして、対象となる犯罪被害とは、一体何を指しているのか。

相談窓口の設置については、先ほど答弁がございましたので、こちらは結構です。

犯罪被害者等の見舞金の支給額についてお聞きをいたします。

そして、人材の育成について、どのような研修が必要と考えているのかということをお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

まず、1点目の条例の制定に至った背景については、平成16年に犯罪被害者基本法が制定され、犯罪被害者等が被害を受けたときから、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう講ぜなければならないことが、基本理念として定められています。

犯罪被害者やその家族、遺族の方に、市として寄り添い、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるように、国、県、事業者及び犯罪被害者支援団体が連携の上、被害者支援施策を推進するために、被害者等に一番身近に接する行政として、窓口の一端を担おうとするものです。

2点目の対象となる犯罪被害とは、については、刑法、その他の刑罰法規により刑罰を科せられる行為の被害者、その家族、遺族が対象となります。なお、第8条に定める犯罪被害者等見舞金の支給対象となる被害については、故意の犯罪行為による死亡、または重傷病となります。

3点目の窓口のほうは割愛させていただきまして、4点目、犯罪被害者等見舞金の支給額は、については、重症病見舞金は10万円、被害者が死亡した場合における遺族見舞金は30万円となります。

5点目の人材の育成についてどのような研修が必要と考えているのか、については、既に和歌山県等が主催する犯罪被害者遺族の講話等を含む研修会に積極的に参加しており、引き続き、それらの研修に参加し、被害者支援に関する知識の習熟に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○玉田議長 再質疑はありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 条例の制定に至った背景についてお聞きをしたんですが、早いところでは、もうちょっと早い時期からこの条例を制定してやっているとあります。岩出市がなぜ今の時期になったかという点をまずお聞かせください。

そして、犯罪の被害になるんですが、これ、今さっき言うたのは、生命または身体を害する罪に当たる行為による死亡と障害だったと思うんですけど、無保険の車両による交通事故とか、そういう部分は含まれるのかどうかということも含めてお聞かせください。

手続の煩わしさと手続に要する時間の問題ということが、実際にこの条例をつくって、制度をやっていくに当たって、いろんなことが問題となって起こってきてい

ます。それについて、迅速性の重視をしていかなければならないということが考えられるんですが、その辺についてのお考えをお聞かせください。

以上です。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市来議員の再質疑にお答えいたします。

なぜ今に至ったかというところなんですけれども、近年、コロナ前までは和歌山県内の刑法犯認知件数は減少しておりました。岩出市内においても同様に減少しておりまして、治安の改善が進んでいたと考えられておりましたが、コロナ禍からの経済の正常化と時期を同じくし、令和4年、令和5年と、県内、市内ともに犯罪が増加している状況を鑑みまして、犯罪被害者支援に特化した条例の制定に至ったものでございます。

続きまして、無保険の交通事故に関しましては、通常の交通事故でしたら任意保険や自賠責等の補助の対象となるため、この制度の対象にはなりません。無保険等に関しましては、危険運転行為と認められた場合、そちらのほうは、こちらの制度の対象となると考えております。

こちらの制度は、今現在、県を中心とした制度の構築が進められておりますので、手続等に関しましては、ほぼ担当がマンツーマンの形で担当することになりますので、手続等に関しましても煩雑さは軽減されるのではないかと考えております。

○玉田議長 再々質疑はありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第6号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第6号の職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてお聞きをします。

育児・介護休業法が幾つか改正されています、今回。育児について、市に関わるのは深夜労働の制限のみかという点お聞きします。そして、育児休業取得状況の公表に、市は対象となっていくのかという点お聞きします。

次に、介護離職防止のための雇用環境整備が必要となります。1. 介護両立支援制度の申告で、当該職員との面談はどのように行っていくのか。また、相談体制はどう進めるのかという点をお聞きします。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目、今回の条例改正は、現行の深夜労働の制限に加え、時間外労働の制限を請求できる職員を3歳未満の子を養育する職員から小学校就学前までの子を養育する職員に拡大するものです。

2点目の育児休業取得状況の公表については、今回の条例改正には含まれてはおりませんが、岩出市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、市ウェブサイトにおいて、毎年、育児休業の取得者数について公表しております。

次に3点目、面談については、介護両立支援制度の請求が円滑に行われるよう、原則、総務課人事係で考えておりますが、請求者が相談しやすい場合は、直属の上司等からも想定をしております。相談体制については、介護と業務の両立が可能となるよう請求者、所属の上司、総務課人事係で連携を図り進めていきたいと考えております。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 今回、4月1日から段階的に施行という形で、いろいろ聞いていきたいんですが、まず、子の看護休暇の見直しということについては、今回はどのようなになっているのか。岩出市ではどういう適用されているのか、適用されないのかという点をお聞きをいたします。

最後、相談、面談というのは人事課で行い、相談体制は上司であったりという形で、職員間の中でやられると思うんですが、一番大事なのは、法整備をされて、それに基づき、きっちりと申請しやすい、また相談しやすい体制づくりというのが非常に大事になってくると思います。この辺についてのお考えと、そうした体制づくりについて、どのように今後やっていくのかという点をお聞きをしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市来議員の再質疑にお答えいたします。

今回の法改正で、子の看護に関する部分も改正されておりますが、法改正によって、看護に関する特別休暇について、対象となる子の範囲が、小学校就学前から小学校3年生まで、併せて拡大されております。こちらに関しましては、本市の場合は、規則改正で対応の予定と考えております。

続きまして、体制の整備に関しましては、従来より風通しのよい組織のほう、進

めておるところでありますので、さらなる相談しやすい体制について、総務課組織
挙げまして構築していきたいと考えております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第9号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

今回の改正による保険税はようになっていくのかという点と、増額世帯、また減額
世帯についてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目、今回の改正は、医療給付費分は増額改定、後期高齢者支援金等分、
介護納付金分は減額改定となりますが、これら3区分の合計で試算したところ、1
人当たり平均保険税額は11万2,593円で、現行保険税額よりも平均で年2,300円、月
192円の増額となります。

具体的に幾つかのケースでご説明しますと、所得が43万円以下の世帯は、単身世
帯では年400円の増、夫婦2人世帯では年600円の増、夫婦と子供1人の3人世帯で
は年800円の増となります。次に、所得100万円の世帯は、単身世帯で年3,800円の
増、夫婦2人世帯では年3,500円の増、夫婦と子供1人の3人世帯では年3,900円の
増となります。次に、所得300万円の世帯は、単身世帯で年1万2,800円の増、夫婦
2人世帯では年1万3,300円の増、夫婦と子供1人の3人世帯では年1万4,100円の
増となります。

続いて2点目、増額世帯、減額世帯数は、については、今回の改正による状況に
ついて、令和7年1月7日時点で資格を有している国保世帯計7,620世帯で試算し
たところ、増額世帯は7,532世帯、税額が変わらない世帯が88世帯となっております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第10号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第10号の岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について

であります。

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランというのを今回いろいろ調べたんですが、今回の改正と一体どういう関係があるのかというのが全く分からなかったんで、この関係についてお聞かせください。

それから、専属から専任にすることへのメリットとデメリットについてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○中西上下水道業務課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目についてであります。国ではアナログ的な手法を前提とした規制がデジタル化を阻む大きな要因になっているとして、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン、こういうのを策定して、これに基づき代表的なアナログ規制である7項目について、見直しを進めてございます。

その項目の1つとして、常駐、専任を求めている規制、これが上げられておりまして、国の技術的助言として定めている標準下水道条例においても、責任技術者を営業所ごとに専属するものから専任するものに見直すとともに、同一の都道府県内の区域における営業所について、兼任することを妨げないこととされました。これに伴い、本市条例においても同様の見直しをするものであります。

次に、2点目についてであります。まずメリットとしましては、1人で複数の営業所を担当することが可能となり、事業所の人手不足が解消する。複数営業所への兼任配置が認められたことにより、人員配置の最適化が可能となり、事業所の生産性が向上する。市に登録される指定工事店数や責任技術者の維持確保が可能となり、行政サービスの維持に寄与する。また、これらに伴う工事依頼が可能な選択肢、工事店の数の維持、それから緊急時の即応性向上、技術者不足による工事の遅延防止など、市民の利便性が向上する、こういったことが考えられます。

デメリットにつきましては、特段ないと考えてございます。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 ちょっと1点聞かせていただきたいんですけど、デメリットがないというふうにおっしゃったんですけど、今まで専属でやってたものが専任になることで、いろんな事業所を専任することによって、配置ですね、それができるということなんですけど、であれば、責任というか、今まで専属でやっていたものが幅広くいろ

んなことでやるということになれば、そうした責任問題というのか、何ていうんな、今までやってきた仕事が、さらに拡大されることによって大変な状況になるんじゃないかなと、すごく感じているんです。

そうしたものに対して、市が発注するやつについても、そういうことになってしまえば、何か失敗というか、そういうようなことも起こってしまうんじゃないかということが考えられるんですが、その辺については心配はないということでしょうか。

○玉田議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○中西上下水道業務課長 市来議員の再質疑にお答えをいたします。

兼務を可とすることにより、現場管理に支障が生じないかというようなご質疑かと思います。デジタル技術の発展により、映像や画像などの情報伝達が容易となり、常に現場にいなくても管理できるようになるほか、1人で複数の現場を管理することも可能になると考えられていることから、兼任を可とすることで、直ちに現場管理に支障は生じるとは考えておりませんが、なお、適正な排水設備工事の施工ができないと認められるような指定工事店にあっては、本条例の規定に基づき、指定を取り消すというようなことにもなってくるかと考えてございます。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第11号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第11号の岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格時等に関する条例の一部改正についてであります。

今回、条例の改正が必要となった背景についてお聞かせください。

次に、布設工事監督者の資格要件なんですが、水道技術管理者の資格要件について、水道事業者、市に課せられるのか、それとも工事を請け負う事業者なのかについてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

上水道工務課長。

○最相上水道工務課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

まず、1点目の条例改正の背景については、水道事業に携わる職員の減少に伴い、技術上の監督業務を行う者及び水道技術管理者の確保が難しくなっていることから、

国において、水道法施行令及び水道法施行規則の資格要件が改正されました。これに伴い関係条例の規定を整備するものでございます。

次に２点目の資格要件は、水道事業者、市または工事請負業者のどちらに課せられるものなのかについてでございますが、まず、本市では、布設工事監督者及び水道技術管理者とも市の職員を選任しています。布設工事監督者は、工事の施工監理委託を受注した業者、水道技術管理者は、水道法に基づく第三者委託を受注した業者からも選任することは可能でございます。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第14号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第14号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第7号）について質疑を行います。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象を水道の減免にした理由についてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

財務課長。

○広岡財務課長 市来議員のご質問にお答えします。

物価高騰による影響は市全体に波及するものであることから、個人事業者に幅広く支援が行き届くものを検討した結果、水道基本使用料の免除がそれにふさわしいと考え、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する事業として決定いたしました。

なお、水道基本使用料のほか、子育て世帯への支援として、すくすく赤ちゃん紙おむつ等支給事業、保育施設への物価高騰対策補助金も併せて実施予定としております。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、市来利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第3号から議案第19号までの議案17件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第19号までの議案17件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時15分に再開をしたいと思います。

休憩

(9 時 59 分)

再開

(10 時 13 分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第20号 令和7年度岩出市一般会計予算～

日程第25 議案第26号 令和7年度岩出市下水道事業会計予算

○玉田議長 日程第19 議案第20号 令和7年度岩出市一般会計予算の件から日程第25 議案第26号 令和7年度岩出市下水道事業会計予算の件まで、議案7件を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、質疑、答弁とも発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをないようにお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上で、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

公明党議員団、大上正春議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

大上正春議員、議案第20号の質疑をお願いいたします。

○大上議員 議案第20号 令和7年度岩出市一般会計予算についてお伺いしたいと思います。

1 番目に、予算説明書58ページ、2 款 5 項 2 目 1 節の統計調査員報酬及び指導員報酬について。2 点、調査員の人数と指導員の人数について、そして、それぞれの報酬の算定方法についてお聞かせください。

2 点目に、予算説明書81ページの3 款 2 項 6 目12節の子どもの居場所づくり事業委託料についてですが、事業の内容は、についてと委託先はどのようなところを考えているのか、についてお聞かせください。

3 点目に、予算説明書91ページ、4 款 1 項 5 目12節の委託料の火葬場改修設計業務委託料についてですが、火葬炉及び設備の改修内容について、そして市民から改修についての意見等あったのかについてと、改修期間中の火葬場の対応についてお

聞かせください。

4点目に、予算説明書98ページの5款1項3目18節の新規就農者育成総合対策事業補助金について、事業を始めるに至った経緯についてと、機械、施設等の導入に対する補助の内容についてお聞かせください。

5点目に、予算説明書110ページの7款2項2目16節の公有財産購入費の金屋荊本線新設改良について、今年度の購入予定箇所、そして計画は予定どおり進んでいるのかについてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

市長公室次長。

○西浦市長公室次長 大上議員のご質疑1点目についてお答えします。

統計調査員、指導員ともに、令和7年国勢調査に従事いただく方です。調査員として333人、内訳としましては、1調査区を担当する調査員233人、2調査区を担当する調査員100人としています。指導員は45人としています。

報酬の算定は、和歌山県から目安として示された当初予算要求積算基準の報酬額に準じています。調査員報酬は1人当たり、1調査区担当は4万7,500円、2調査区担当は8万9,020円、指導員報酬は1人当たり5万8,070円です。

○玉田議長 こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 大上議員ご質疑の2点目、子どもの居場所づくり事業委託料についてお答えします。

まず、事業内容についてはですが、本事業は、子供の健全育成及び子供と子育て中の親の孤立化を防止することを目的として、子供や子育て中の親が安心して過ごせる居場所を提供するものです。対象者は、要支援家庭など、養育不安や不登校などの悩みを抱える子供とその保護者です。

具体的には、月1回程度、岩出市総合保健福祉センターにおいて、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援、簡単な調理を通じ軽食の提供などを行い、子供の精神面のフォローと生活面の向上を図ります。

委託先につきましては、市の子ども居場所づくり事業の目的や実施内容を十分に理解し、実施可能な事業所で、プロポーザル方式で選定する考えです。

○玉田議長 生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 大上議員ご質疑の3点目についてお答えします。

改修内容につきましては、火葬炉バーナー取替え、炉内部耐火材取替え、給気・冷気ファン取替え、排ガス設備処理工事、受変電設備工事、自家発電設備工事とな

っています。

続きまして、市民から改修について意見等あったのかにつきましては、特にございませんでしたが、指定管理を行っている業者から、施設設備の老朽化について申出があったこと、また令和５年度に自家発電装置が故障したことにより改修を計画したものでございます。

改修期間中の火葬の対応につきましては、現在、火葬炉が４炉ございますので、２炉ずつ改修を行い、２か年をかけて、令和８年度完成を目指しており、改修中も火葬炉の対応を実施する考えでございます。

○玉田議長 産業振興課長。

○中下産業振興課長 新規就農者育成総合対策事業補助金についての１点目、事業を始めるに至った経緯につきましては、岩出市で新規就農を行い、経営発展のための機械、施設等を導入したいとの相談が１件ございましたので、今回、新規就農者育成総合対策事業を実施するものです。

２点目の機械、施設等の導入に対する補助の内容につきましては、補助の対象事業費の上限１,０００万円、国２分の１、和歌山県４分の１の支援で、内容といたしましては、今回の新規就農はイチゴの栽培を行うことから、ビニールハウスやイチゴの高設栽培の資材などの取得等の費用に関する補助となります。

○玉田議長 土木課長。

○金川土木課長 ５点目の金屋荊本線新設改良についてお答えいたします。

令和７年度における購入予定箇所は、荊本地区の市道荊本西野１号線から県道泉佐野岩出線の間で、１１筆、１,３０６.７６平米、地権者は３人を予定しております。

また、計画につきましては、補償金額や賃貸借の関係等で交渉が難航しましたが、粘り強く交渉、説明を行い、事業への協力をお願いし、現在のところ予定どおり進めております。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 統計調査員の報酬についてなんですが、１区、２区と分けてたんかな。２３３名と１００名というところですけども、これについて報酬額が違うんですが、件数が大半違うのかというのを聞かせていただきたいのと、１人当たりどれぐらいの件数を調査されるのか、分かる範囲で結構ですので、お伺いしたいと思います。

あと、新規就農者の育成総合対策事業補助金ですが、１件ということでお伺いしておりまして、イチゴの栽培ということなんですが、予算組んでいただいている金

額、この1件に相当するのか、また指導とか、そういったところの支援というのがあるのかどうかというのを伺いたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

市長公室次長。

○西浦市長公室次長 国勢調査の調査区につきましては、1調査区で50から70件の目安で調査区を設定をされております。多少の上下はありますが、1調査区担当であれば、最大70件ほど担当し、2調査区であれば、その倍近くなるということになります。

報酬額につきましては、まだ示されておりませんが、国から調整の方法等も示されてございますので、そういったものにつきまして、世帯数に勘案させていただいてお支払いをする予定になってございます。

○玉田議長 産業振興課長。

○中下産業振興課長 新規就農者育成総合対策事業の再質疑にお答えいたします。

まず、今回の予算につきましては、1件の分の相当額となっております。そして、指導の支援、サポートなんですけども、市はもちろん、県、農業委員会、農業協同組合など、関係機関と連携いたしまして、新規就農者と情報共有を行いながらサポートのほうを行ってまいります。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、公明党議員団、大上正春議員の質疑を終わります。

市来利恵議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

市来利恵議員、議案第20号の質疑をお願いいたします。

○市来議員 議案第20号 令和7年度一般会計予算について、質疑を行いたいと思います。

予算の概要の2ページに地方特例交付金がありますが、減額の理由についてお聞かせください。

次に、地方交付税について、令和4年度決算44億3,000万、令和5年度決算でも45億6,000万、こうした決算額から見ても当初予算の45億5,000万は低く見積もっているのではないかと考えますが、この点についてお聞かせください。

次に、分担金及び負担金が減額になる理由について。

次は、予算の概要の4ページ、人件費、予算説明書では159ページですが、職員

の体制について、4月からの状況は整っているのかという点。また、地域手当について、ゼロの理由についてお聞かせください。

次に、予算の概要4ページ、物件費6億5,000万増額となっています。物件費の増額要因は何か。委託先の増加によるものなのか。この内容についてお聞かせください。

次に、予算の概要6ページ、家庭系可燃ごみ袋有料化事業で、令和7年度に4月から引き上げられる予定となっています。引上げを行わないという判断、特例を延長する考えはなかったのかについてお聞かせください。

そして、予算の概要の10ページの子どもの居場所づくり事業について、先ほども答弁ありましたが、運営方法、また場所についてお聞かせください。

次は、予算の概要11ページ、岩出駅前活性化事業です。観光促進を進めているが、市の目標年間観光客数等のビジョンについて、また観光促進で得られる市のメリットについてお聞かせください。

次、予算の概要の17ページ、小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業、該当する対象はどういったものかについてお聞かせください。

そして、予算説明書の91ページ、4款1項5目12節の設計業務委託料、火葬場改修についてです。火葬場改修について、新設ではなく、改修なのかというのと、今後のスケジュールについてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

財務課長。

○広岡財務課長 市来議員のご質問にお答えします。

1点目の地方特例交付金の減額理由についてお答えいたします。

令和6年度につきましては、定額減税実施による減収を補填するため交付される定額減税減収補填特例交付金を2億6,040万円の計上しておりましたが、令和7度は定額減税がないことから、その分を計上していないため減額となっております。

続いて、2点目の地方交付税については、令和4年・5年度の両年度において、国補正予算による再算定が行われ、普通交付税の追加交付が行われています。具体的には、令和4年度で1億5,290万1,000円、令和5年度で1億2,728万9,000円がそれぞれ追加で交付されております。再算定は国の補正予算により措置されるもので、当初予算で見積もるべき性質ではないことから、このたび計上している予算額につきましては、過少に算定されているものではございません。

なお、令和7年度の普通交付税については、令和6年度の当初算定額38億1,792

万6,000円に、国が示す地方財政計画の伸び率を101.6%、これを掛けまして38億5,000万円、特別交付税につきましては、過去3年間の交付実績を踏まえ、7億円と見積もっております。

続きまして、3点目の分担金及び負担金の減額理由についてお答えします。

2億3,691万4,000円の減額となっておりますが、小中学校給食無償化による給食費、いわゆる保護者の負担分、これが小中学校合わせて2億3,029万4,000円減額になったことが、減少の主な要因となっております。

続きまして、5点目の物件費の増加要因についてお答えいたします。

地方公共団体システムの標準化移行関連経費の計上による増のほか、新型コロナウイルスワクチンの計上等に伴う予防接種委託料、小中学校児童生徒学習用端末更新の実施等により増加しております。

○玉田議長 総務課長。

○西浦総務課長 人件費の質疑についてお答えいたします。

職員体制について4月からの状況は整っているのか、地域手当についてゼロの理由は、についてお答えいたします。

まず、4月からの職員体制につきましては、全体のバランスを考慮しつつ、総合的に勘案した上で配置を行ってまいります。定年以外の中途退職等、想定できない部分については、年度途中の採用試験を行うなどして対応したいと考えております。

次に、地域手当につきましては、導入に向け、近隣市の動向等、検討段階であるため、予算の計上はしておりません。

以上です。

○玉田議長 生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 市来議員のご質疑について、お答えいたします。

家庭系可燃ごみ袋有料化事業の家庭系可燃ごみ袋につきましては、令和7年度に引上げを行うのではなく、以前の値段に戻るものであり、特例を延長する考えはございません。

続きまして、設計業務委託料の火葬場改修ですけれども、火葬場の改修につきましては、平成11年に建物の改修工事を実施していたため、新設ではなく、火葬炉の設備の改修を計画しています。

また、今後のスケジュールにつきましては、設計と工事を合わせて発注し、4炉あるうちの2炉ずつを改修していく計画で、令和8年度の完成を目指しています。

以上でございます。

○玉田議長 こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 市来議員ご質疑の7点目、子どもの居場所づくり事業についてお答えします。

まず、運営方法については、市の子どもの居場所づくり事業の目的や実施内容を十分理解した事業所に事業委託する方向で考えています。

次に、実施場所については、岩出市総合保健福祉センターで実施いたします。

○玉田議長 産業振興課長。

○中下産業振興課長 岩出駅前活性化事業の1点目の市の目標年間観光客数とビジョンについてですが、令和6年は春の花見の時期に天候不良が続き、111万人の観光客数でありましたが、令和7年は153万人、最終的には200万人を目標としています。

2点目の観光促進で得られる市のメリットにつきましましては、観光による交流人口の増加により、地域外からの収益を獲得し、地域の活性化につなげることで、市の持続的発展に寄与させるものです。

○玉田議長 地域包括支援センター長。

○田村地域包括支援センター長 9点目の小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業の該当する対象はどういったものか、についてお答えいたします。

将来、子供を産み育てることを望む43歳未満の方で、がん治療等開始前に行う卵子や精子等の凍結保存を行う治療及び保存した卵子等を使用して体外受精等の妊娠を目指す治療を希望する方が対象となります。

本事業は、県が実施する和歌山県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業に上乘せして助成する事業であるため、県事業の交付決定を受けている岩出市内に住民登録のある方が対象となります。

○玉田議長 再質疑はありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、人件費についてです。職員体制についての状況で、バランスの取れた配置ということを言われました。多分3月、今の時期から退職される方というのは分かってきていると思うんですが、バランスよくやるのは当然のことであるんですが、実際に4月からの状況で、職員体制は整っているのかという点で、どれだけ辞め、3月の時点で分かっていますか。どれだけ辞められるのか分かりますか。

地域手当については、12月議会で、市長が行政報告の中で、見直しとして、地域手当の導入を前向きに検討してまいりますというふうに、12月議会の行政報告でおっしゃいました。ところが、今聞いてみると、近隣市町村等々もと言うて、地域の

ことを考えているという、地域の状況を見ながらということを言われてますけど、地域の状況を見ながらと言っている場合ですかと言いたい。

そういった点では、地域手当について、ゼロではなく、しっかりつけていくというような考え方というのをしっかりと早期にでも持っていただきたいんですが、その辺についてのお答えをいただきたいと思います。

次に、家庭系の可燃ごみ袋の有料化についてであります。令和7年度に引き上げられるのではなく、戻すものだと言いました。当然、前回までは、今は特例を使って下げているといった形ですが、市民からとったら、一旦下げたものが、これは上げられるんですよ。この点を戻すものだというふうにおっしゃるんですけど、上げられるもんなんですよ。こうした今の物価高騰による状況から考えても、上げないという考えというのは、続けるのがいいのではなかったのかというふうに考えますけど、その点について、なぜ戻すからいいというふうに考えられたのかという点お聞かせください。

次は、子どもの居場所づくりです。プロポーザルで行うようなことを言われていました。現に、そうした制度の趣旨にのっとってやっていくというような事業所というのはどれぐらいあって、どれぐらい参入されているところがあるのかなというのが心配なんです。その辺について、情報があればお聞かせください。

最後に、火葬場の改修についてであります。これは令和8年を完成めどに計画を立ててやっていくと。2炉ずつ交換という形なんですけど、一番心配されるのは、夏場です。やっぱり夏、冬、寒い時期、暑い時期というのは、大変疾患も増えて亡くなる方も多いということを考えると、夏場に炉がなくなるというか、2炉しかないということになると、待ち時間が増えるんじゃないかと考えるんです。そうしたことに対応するという部分では、どのようにお考えになっているのかという点だけお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市来議員の再質疑にお答えいたします。

まず、6年度末で退職される方の人数ということでしたが、現在のところ、見込みではありますが、退職者は32名予定しております。この32名は年度途中で退職した者も含めますので、6年度中の退職者の数になります。

続きまして、地域手当についてですが、検討を始めた当時は、地域手当について全国的に見直しが行われた時期であります。見直しが行われると同時期に、大臣の

発言の中で、国の地域手当外で地域手当をつけておる地方自治体に対して、現在行われておる交付税への影響について、ペナルティを廃止するというような発言がされておりました。ところが、まだこれ選挙等ございまして、確定のほうがいらない状況でもありますので、そういった状況等々を鑑みまして、現在、検討段階であるというふうにしております。

以上です。

○玉田議長 生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 可燃ごみ袋につきましては、あくまでも値上げとおっしゃいますけれども、市といたしましては、以前の値段に戻るものと考えてございます。また、世帯ごとにごみ袋の無料交付も今までどおり実施しておりますので、特例を延長するという考えはございません。

続きまして、火葬場についてですが、こちらにつきましても、改修中、2炉を使って、1日に3体は焼けるであろうということで、指定管理者とも今協議を進めているところでありますので、そういった形で上手な運営の仕方をしながら、市民にご迷惑かけない形で運営を行っていきたいと考えてございます。

○玉田議長 こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 市来議員の再質疑にお答えします。

子どもの居場所づくり事業のプロポーザル方式の事業所についてですが、近隣市町村の視察等も行い、具体的に実際に話しているのは1事業所であります。ただ、民間の事業所等とも連携を取っていますので、そことも話しながら、プロポーザルに選定していきたいと考えております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第24号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第24号です。令和7年度岩出市墓園事業特別会計予算で、今般、使用权を前提としない墓地のニーズが高まっています。樹木葬などの導入の考えについてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

産業振興課長。

○中下産業振興課長 樹木葬などの導入の考えについてですが、令和5年第3回定例会でもお答えいたしました。根来公園墓地の残区画の早期完売を目指しているこ

とから、現時点での導入は考えていませんが、メリット・デメリットや市民ニーズ、そして未開放区の有効活用策なども含めて、今後も継続して研究すべき課題であると考えております。

○玉田議長 再質疑はありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第25号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第25号 令和7年度岩出市水道事業会計の予算について、質疑を行います。

令和10年3月31日まで、高齢者のみ世帯の水道料金減額事業を行っています。そもそも基本料金に満たない世帯もある中、基本料金の細分化の考えについてお聞かせください。

また、福祉減免を行っている自治体も数多く見受けられます。こうした福祉減免、その導入の考えについて、市のお考えをお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○中西上下水道業務課長 市来議員のご質疑にお答えをいたします。

1点目の基本料金の細分化の考えは、についてではありますが、基本料金は、水道の使用の有無にかかわらず発生する固定経費、メーターの検針や料金の徴収、メーター交換に要する費用など、これを賄うためにお客様に共通してご負担いただいている料金であり、現在のところ、細分化する考えはございません。

2点目の福祉減免導入の考えは、についてではありますが、水道事業は独立採算で経営を行っているところ、水道事業単独で減免を行うことにより、ほかのサービスの低下につながる事が懸念されることから、国等の施策により財源が確保される場合を除き、水道事業単独での福祉減免を導入する考えはございません。

○玉田議長 再質疑はありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、市来利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第20号から議案第26号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第21号から議案第26号までの議案6件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第20号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、6人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、6人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名するということになっていきますので、議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長　ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することに決しました。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、予算審査特別委員会委員に、1番、梅田哲也議員、3番、西野峻也議員、4番、田中宏幸議員、10番、田畑正昭議員、11番、尾和正之議員、12番、牛田佑佳議員、以上6人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第20号の審査につきましては、3月14日金曜日までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長　ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に付託いたしました議案第20号の審査につきましては、3月14日金曜日までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

ただいま選任いたしました委員の皆様に通知いたします。

本日、本会議終了後、予算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いします。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果につきましては、選出され次第、文書にて報告いたします

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第26 仮議長の選任を議長に委任することについて

○玉田議長 日程第26、仮議長の選任を議長に委任する件を議題といたします。

円滑な議会運営のため、任期中、地方自治法第106条第3項の規定による仮議長の選任について、議長に委任されたいと思います。

お諮りいたします。

仮議長の選任を議長に委任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、仮議長の選任を議長に委任することに決しました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

○玉田議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月18日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は3月18日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時54分)